

## 告 示

### 埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和三年十月一日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 矢部 政実

号	第 秩 一	指 定 番 号
第 一 項 第 五 号	建 築 基 準 法 第 四 十 二 条	指 定 に 係 る 道 路 の 種 類
七 日	令 和 三 年 九 月 二 十	指 定 の 年 月 日
地 先 水 路	埼 玉 県 秩 父 郡 横 瀬 町 大 字 横 瀬 字 六 番 二 千 百 四 十 六 番 七、二 千 百 五 十 二 番 三、二 千 百 五 十 二 番 三	指 定 に 係 る 道 路 の 位 置
	三・三九	指 定 に 係 る 道 路 の 延 長 (単 位 メートル)
	四・〇〇	指 定 に 係 る 道 路 の 幅 員 (単 位 メートル)